

令和 4 年 6 月 1 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13645

研究課題名（和文）フランス私法における権限濫用法理の生成と展開

研究課題名（英文）The Formation and Development of the Abuse of Power Theory in French Private Law

研究代表者

高 秀成 (Kou, Hidenari)

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号：50598711

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、行政法判例に端を発する権限濫用法理が、基礎法学と各私法分野それぞれの文脈のなかで議論が深められ、私法上の一般法理として確立する過程の特異性を確認した。そして、権限濫用法理は、主観的権利と権限の分類を基礎づけるとともに、代理や法人についてのみならず、多様な法目的や共通利益の公平な実現に資する権限行使の規制原理として意義を有することが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は権限濫用法理を通して、法分野を横断したフランスにおける一般法理の生成過程の特徴の一端を示すものである。また、権限濫用法理の特質の考究は、我が国における主観的権利などの基礎概念の再考の機会をもたらし、代理権濫用固有の意義や応用場面を検討する契機となるものと考えられる。従来、代理権濫用は代理や法人代表に限定された文脈で用いられてきたが、権限濫用法理は、組合、夫婦の日常家事代理の場面において、公平な財産管理の実現するにあたって重要な意義を有する。とりわけ、所有者不明土地(建物)・管理不全土地(建物)に関する財産管理人の権限行使や、共有財産の管理における活用の余地があり、現代的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This research clarified characteristics of the process in the Abuse of Power Theory, which originated in administrative law precedents, had been elaborated in the context of philosophy of law and private law, and was finally established as a general theory of civil law. This research also clarified that, in the context of administration of property, the Abuse of Power Theory has significance as the principle for regulating the exercise of power that contributes to the proper realization of various legal purposes and common interests of beneficiaries, not only with regard to company and representation, as well as the basic classification of subjective rights and power.

研究分野：民法

キーワード：権限濫用法理 法の一般理論 裁量統制 共通利益 善管注意義務 信託 権利論 所有者不明土地管理

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、フランスおよびケベックの財産管理制度において着目されていた権限濫用法理の生成と展開の過程を追ひ、その特徴と現代的意義を模索しようとしたものである。フランスの権限濫用法理は、様々な私法分野において提唱・活用され、公法分野に端を発するものであり、ドイツの代理権濫用法理を参照しつつ、主に代理や法人制度の文脈に限定して発展してきた我が国の代理権濫用法理と異なる。本研究は、このようなフランスの権限濫用法理の特質に着目したものであった。

### 2. 研究の目的

本研究は、フランスにおける権限濫用法理が行政法判例のなかから生成し、様々な私法分野においてその活用が提唱されるとともに、基礎法学の分野においてもその内容が精練されていく過程を追うことを一つの目的とした。それと同時に、フランスにおける権限濫用法理の到達点を確認し、日本法の文脈において、いかなる活用の余地があるか、そして、現代的意義を有しているかを明らかにすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

本研究は、比較法研究および横断的手法を用いた。すなわち、フランスにおける権限濫用法理と日本における代理権濫用の制度比較を立脚点とし、フランスにおける権限濫用法理の生成と展開を追う過程においては、民法だけでなく行政法、労働法、会社法、さらには法理学を横断した議論に着目した。これら横断的検討においては、国内における資料調査には限界があるため、フランスにおける海外調査を行った。その際、法哲学に造詣の深い民法学者の協力を得て、本研究の問題関心のフランスにおける受け止めや、ありうる理論的基礎付けに関するインタビューを行った。

### 4. 研究成果

#### (1) 権限濫用法理の起源

フランスにおける権限濫用法理の生成は、(その淵源については諸説あるが)<sup>18</sup> 世紀末における行政法判例に端を発したものである。行政法判例における権限濫用法理は、モーリス・オーリウによる判例研究などにより早くからその位置付けを与えられることになるが、私法との比較もまた早い段階で行われてきた。その関心は、むしろ権限濫用法理の基礎づけを、先行していた私法上の権利濫用法理に求めることにあったといえる(Etienne Laparre, *La théorie de l'abus du droit et la théorie du détournement de pouvoir*, Paris; Toulouse, Impr. de M. Bonnet, 1913 など)。

#### (2) 基礎法学における展開

その後の注目すべき動向は、2つの方向性において確認できる。一つは、基礎法学の流れにおいてである。まず、ジョスランの権利論(L. JOSSERAND, *De l'esprit des droits et de leur relativité. Théorie dite de l'abus des droits*, Dalloz, 1939, réimpr. 2006,)において、権限濫用法理の特質が浮き彫りになった。ジョスランは権利の相対性理論を説き、あらゆる権利は目的を有し、権利の濫用(abus de droit)は目的からの逸脱と捉えることができると主張する。この目的逸脱による権利濫用の把握は、行政判例に由来する権限の濫用理論を私法に応用したものであった。ただし、ジョスランは権利を、利己権(droits à esprit égoïste)と利他権(droits à esprit altruiste)に分け、利他権は他人の利益のために行使されるべきものであるとし、目的逸脱もその観点から評価されることを説く。その後、ベルギーの法哲学者ダバンが権利論(J. Dabin, *Le droit subjectif*, Dalloz, 1952)は主観的権利を、利己権、職分的権利、職分権(droits fonctionnels)の三分類に分け、そのなかで職分権は、他人に仕えるための他己目的の権利であり、利益を享受しないものと性質づける。この職分権の本性から導かれる諸原則として、権限濫用の対象となる点、職分の不行使や、不備のある行使がフォートを構成する点を挙げるに至った。これに対し法哲学者のルビエは、権利概念を限定的に捉え、これまで利他権や職分権と指称されてきたものを端的に権限(pouvoir)と呼ぶに至る(P. Roubier, *Droits subjectifs et situations juridiques*, Dalloz, 1963)。ルビエは、権限を、他人の利益のために権利を行使するためある者に与えられた特権と定義し、権限を行使する者が他人の法的領域について浸食することを必要条件とする。そして、権限の保持者の利益のために行使されるべきではなく、共通のグループの利益あるいは代理される本人の利益のために行使されなければならないと説く。

#### (3) 私法分野における定着

もう一つの方向性は、民法以外の法分野において確認できる。まず、会社法分野における多数決濫用法理について、これを権利濫用とは区別された法理として定位すべく、権限濫用法理に着

目する研究(R. David, La protection des minorités dans les sociétés par actions, these. éd. Sirey 1929, Emile Gaillard, La société anonyme de demain. La théorie institutionnelle et le fonctionnement de la société anonyme, 1932)が現れた。そして、労働法分野における懲戒権濫用法理についても、同様に権限濫用法理に着目する研究もみられた(A. Légal et J. Brethe de la Gressaye, Le pouvoir disciplinaire dans les institutions privées, Sirey 1938)。しかし、これら研究は、時期を概ね一にするジョスランの研究のインパクトの影に隠れて、私法分野において大きく注目されたわけではなかった。むしろ、私法分野における権限濫用法理の定着については、ジョスラン、ダバンと続いた基礎法学的検討と、それを私法の一般法理において活用したヴィダルの功績が大きかったものと評価できる。ヴィダル(J. Vidal, Essai d'une théorie générale de la fraude en droit français. Le principe «*fraus omnia corrumpit*», Paris, Dalloz, 1957)は、一般法理としての詐害法理を考究するなかで、権限濫用法理との相違点について分析しており、基礎法学的検討と私法における一般法理を結びつける具体的作業を担ったともいえる。

#### (4)権限濫用法理の到達点

権限(pouvoir)概念を最も精緻に彫琢し、確立させたのはガイヤールのテーズ「私法における権限」(E. Gaillard, Le pouvoir en droit privé, Economica, 1985)であった。ガイヤールは、配偶者の財産管理権のフロード(ガイヤールに先行する研究として、J.P., Langlade La fraude dans les régimes matrimoniaux, these. Paris II, 1976)、株主の多数決濫用、懲戒権の濫用などに素材を求めつつ、私法において「権限濫用」(détournement de pouvoir)という特徴的な規定が存することを帰納する。そのうえで、この「権限濫用」という規制に対応する「権限」概念を彫琢し、演繹的思考に耐えうるよう構築した。ガイヤールによれば、主観的権利と権限いずれも、「自らの決定を押し通し、その意思の行使により法的状況を裁断し、他者に対しその決定を強制することができる」、「特権」(prérogative)としての性質を有する。そのうえで、主観的権利を「自らの固有の利益のためにその保持者に認められる特権」と定義し、権利の濫用による規制があることを示す。これに対し、「権限」とは、「他人を一方向的に拘束する法律行為の発出によって、少なくとも部分的には自らの利益とは区別された利益を表明することをその保持者に可能にする特権」と定義する。この権限には「権限の濫用」の規制が対応する。権限は、利益表明権と規範設定権(le droit d'exprimer un intérêt et le droit d'édicter une norme)の二つの要素に集約される。規範設定権能は、能力概念(capacité)や、所有権者の法的処分権にも共通する性質を有する。他方、利益表明権としての特質は、権限の行使によって「自己の利益とは区別される他人の利益を表明する」という点において、権利とは異なる要素である。また、ガイヤールは、代理は、単一の法人格の利益を代表するにすぎない一方、権限はあくまで利益のレベルでの代表であり権限の全てが代理権限に集約されるわけではないと強調する(以上につき、高秀成「財産管理制度と権限(pouvoir)：他人の財産の管理を特徴づける諸規律について」私法80号,125頁以下,2018)。

#### (5)フランスにおける権限濫用法理の現在

現在、フランスにおいて権限濫用法理は確たる地位を占めているといえる。フランスにおける法学概論(Introduction générale au droit)において、主観的権利と権限の区別にあたり、頻繁な言及を受けている。また、各私法分野の概説書やテーズにおいても、多数決の濫用、懲戒権の濫用、夫婦共通財産制などの箇所ですべてと言っていいほど Gaillard のテーズとともに権限濫用法理について分析が加えられている。また、2000年以降においても、契約上の特権行使、権利濫用論、親権濫用、より広く制度の濫用などの個別研究のなかで、批判的検討の対象とされている。そして、フランスでは債務法改正(2016)が実現したが、その際、代理制度が明文で定められるとともに、そのなかに代理権濫用の規定が設けられた。この代理権濫用の規定は、明確に権限濫用法理を踏まえたものとして把握しうるものである。

#### (6)権限濫用法理の日本法への示唆

権限濫用法理は、日本法における代理権濫用法理に相当するものとして理解できる。しかし、代理権濫用法理は、平成29年民法改正において、107条をもって明文化されたが、問題がないわけではない。まず、代理権濫用法理自体、動機の評価に根差した規制であるのか、内部的制限違反も含む規制であるのか、従来の判例法理との関係で、なお明確でない点が残っている。また、親権の濫用に関する判例法理を踏まえると、明文化された内容では、やや対象が狭きに失する。そして、代理制度以外への適用ないし類推適用の余地について、なお検討する余地がある。

これに対し、フランスの権限濫用法理は、あくまで動機に着目した規制である。そして、その対象は、特定の法人格の代理ないし代表の権限行使にとどまるものでなく、その形式にかかわらず、行使主体以外の法主体の利益に影響を及ぼす様々な規範設定行為を含むものである。その結果、他者の利益と同時に行使主体自身の利益をも目的とした権限についての濫用を想定することができる。日本法においては、共有財産の管理、組合代理、日常家事代理権の規制の分野において応用可能性を見せるものである(以上につき、高秀成「代理権濫用規制の基礎にあるもの

一般理論としての権限濫用法理」民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』, 日本評論社, 2018)。

#### (7) 権限濫用法理の現代的意義とその拡がり

権限濫用法理は、権限が与えられた目的に違背した動機による権限行使へのサンクションとして定位することもできる。任意代理以外の場面においては、権限を授与した法(授權法)の目的を参照することが極めて重要になる。授權法の目的を参照することの必要性は、我が国においても親権の濫用に関する判例法理においても明示されていたところである(最判平4・12・10民集46巻9号2727頁)。授權法の目的に着目することは、多様な財産管理制度における適切な権限行使を枠づけるにあたり現代的意義を有する。近年においては、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の創設をめぐり、必ずしも専ら所有者の利益を代表するわけではない財産管理人の権限行使のあり方が議論の俎上にのぼった。これら権限行使については、まさに創設された制度の法目的が探求されるべきであり、そこから107条類推適用の余地を導出することが可能となる。

権限濫用法理を通じた法目的の参照は、より権利概念や法解釈論(目的論的解釈)との関係を喚起するものである。例えば、近年の契約者利益を基軸とした債権概念と、このような債権概念からどのように個別の権利・義務を導出するかという問題(高秀成「債権と債権総論 どこから来たのか、何者か、どこへ行くのか」法学セミナー794号, 24頁, 2020)と、思考枠組みにおいて共通項を見出すことができる。

さらに財産管理の規制原理としての権限濫用法理に着目する場合、その他の統制方法である善管注意義務との関係性が問題とされよう(善管注意義務の概念については、高秀成「寄託」千葉恵美子=潮見佳男=片山直也編『Law Practice 債権編〔第4版〕』, 商事法務, 2018)。フランス行政法においても、権限濫用法理が客観的裁量統制にその多くの役割を覆い隠されつつも、なお周縁に独自の機能を残していることが指摘される(交告尚史「権限濫用の法理について」東京大学法科大学院ローレビュー4号, 194頁, 2009)。私法においても同様に独自の機能をなお有しているといえる。具体的には、広範な裁量のもと、権限行使の不適切性の客観的な評価が困難な場合に、間接証拠の積み上げによる不適切な動機の立証の途を拓くことにより、善管注意義務などによる客観的統制の不備を補う機能が期待される。本研究から、善管注意義務と権限濫用法理などの統制手法とともに、財産管理をめぐる救済方法(高秀成「総合考慮のもと普通預金債権が口座名義人でない者に帰属するとされた事例」新・判例解説 Watch2021年4号, 99頁以下, 2021)、帰属・承継(高秀成「相続による貸貸人の地位の承継と敷金返還債務の承継(大阪高判令元・12・26)」現代消費者法54号, 82頁以下, 2022)などを視野に入れつつ、有機的な財産管理制度の全体像を構想するという展望を持つことができる(この点に関する先駆的研究に関し、高秀成「平成民法学の歩み出し(3)戦後民事判例における救済法理の原風景へ : 道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣、1996年〔初出1993-1995年〕)」、法律時報93巻10号, 134頁以下, 2021)。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高秀成	4. 巻 28
2. 論文標題 総合考慮のもと普通預金債権が口座名義人ではない者に帰属すると判断された事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 99-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高秀成	4. 巻 784号
2. 論文標題 債権と債権総論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 24頁 - 30頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高秀成	4. 巻 89巻5号
2. 論文標題 民法理論の対話と創造(7-1) 代理権濫用規制の基礎にあるもの(上) 一般理論としての権限濫用法理	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 143-148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高秀成	4. 巻 89巻6号
2. 論文標題 民法理論の対話と創造(7-1) 代理権濫用規制の基礎にあるもの(下) 一般理論としての権限濫用法理	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 96-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈 = 白石大 = 荻野奈緒 = 齋藤由起 = 高秀成 = 水津太郎 = 鳥山泰志 = 根本尚徳 = 伊藤栄寿 = 山城一真	4. 巻 90巻1号
2. 論文標題 座談会 民法学のなやみ(上)「民法理論の対話と創造」を振り返って	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 105-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈 = 白石大 = 荻野奈緒 = 齋藤由起 = 高秀成 = 水津太郎 = 鳥山泰志 = 根本尚徳 = 伊藤栄寿 = 山城一真	4. 巻 90巻2号
2. 論文標題 座談会 民法学のなやみ(上)「民法理論の対話と創造」を振り返って	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 101-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 高秀成
2. 発表標題 財産管理制度と権限 (pouvoir) 他人の財産の管理を特徴づける諸規律について
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 千葉恵美子 = 潮見佳男 = 片山直也編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 404
3. 書名 「寄託契約」『Law Practice民法 〔第4版〕』	

1. 著者名 民法理論の対話と創造研究会編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 323
3. 書名 民法理論の対話と創造	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------